

## 豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、農業振興対策事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業欄に掲げる事業とする。

### (補助金の交付目的)

第3条 それぞれの補助事業に係る補助金の交付目的は、別表の補助事業の区分に応じ、同表の交付目的欄に定めるところとする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表の補助事業の区分に応じ、同表の補助事業者欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助事業の区分に応じ、同表の補助対象経費欄に掲げる経費のうち、補助事業の目的を達成するために市長が必要と認める経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の補助事業の区分に応じ、同表の補助率欄に掲げる補助率を補助対象経費に乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、別表の補助事業の区分に応じ、同表の限度額欄に掲げる額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の補助金の額は、別表の当該事業の区分に係る限度額欄に定めるところにより算出した額とする。

(1) 転作団地化推進事業

(2) 環境保全型農業直接支援対策事業

(3) 強い農業・担い手づくり総合支援事業（追加的信用供与補助型）

4 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、農業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書／収支決算書（様式第2号）

(3) 市税の完納証明書（補助事業者が本市において課税がない場合を除く。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業者が法人又は団体であるときは、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 役員名簿（様式第3号）

（申請額）

第8条 前条第1項の申請に当たって、当該申請に係る補助金の額（以下「申請額」という。）に消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に第6条第1項の補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、当該消費税仕入控除税額を控除した額を申請額とする。

2 申請額の決定に当たっては、第6条第4項の規定を準用する。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、農業振興対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができる。

（交付決定の除外要件）

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経

営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 市税を滞納しているとき。

(交付申請の取下げ)

第11条 第9条第1項の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取下げをすることができる。

2 補助金の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に農業振興対策事業遂行状況報告書(様式第5号)の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第13条 補助事業者は、第9条第1項の通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をしようとするときは、直ちに市長に農業振興対策事業変更承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定等)

第14条 市長は、前条の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、農業振興対策事業補助金変更決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第15条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、農業振興対策事業着手(完了)届(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 補助事業に係る契約書の写し

(2) 入札通知書、購入物品明細書、予定価格調書、受付簿、誓約書、見積書、入札顛末書等の入札関係書類の原本又は写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業を完了したときは、農業振興対策事業着手(完了)届に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出の必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 納品書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助事業の未完了等)

第16条 補助事業者は、予定期間内に補助事業を完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、直ちに市長に農業振興対策事業遂行状況報告書を提出し、その指示を受けなければならない。ただし、市長が報告の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、農業振興対策事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない、

- (1) 事業実績書
- (2) 収支予算書／収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(額の確定及び交付)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興対策事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(帳簿等の整備・保存)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間（国費を伴う事業にあつては10年間）、これを保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助財産のうちの施設及び取得価格が50万円以上の機械・器具について、別に定める財産管理台帳を作成しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。

(検査)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助金の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第10条各号のいずれかに該当したとき。

(6) 第21条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(7) その他交付金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条関係）

補助事業	交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額
農業後継者団体育成事業	農業後継者団体の育成を図り、もって農業の中核的担い手としての基礎の確立に資する。	豊田みよし4Hクラブ、豊田加茂青年農業士会等	農業後継者団体が後継者の育成のために行う活動に要する経費のうち、会議費、研修費、負担金及び事務費	2/10	25万円
強い農業・担い手づくり総合支援事業（産地競争力強化）（※1）	施設等の整備により産地収益力の強化進と産地合理化の促進を図る	農業協同組合又は農業者の組織団体	耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、食肉等流通体制再編整備、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化及び乳業再編等整備に要する経費	6/10以内	—
地域施設整備事業	地域営農の拠点である共同利用施設、機械等を整備することにより、生産性及び品質の向上を図る。	農業協同組合及び農業者の組織団体	共同利用施設、機械等の整備に要する経費	3/10	—
地域農業振興事業（※1）	地域農業振興事業実施要領及び実施基準〔県〕に準ずる。		農業が他産業と均衡して発展するための社会的、経済的な情勢変化に対応した営農条件の整備に要する経費	1/3	—

<p>内水面漁業振興事業</p>	<p>内水面漁業及び養殖業の振興を図り、もって本市の漁業の活性化に資する。</p>	<p>漁業協同組合</p>	<p>(1) 水産資源の回復及び保全に要する経費  (2) 養魚・遊漁等管理施設の整備に要する経費  (3) 内水面漁業の繁殖・養殖・保護及びその研究に要する経費  (4) 河川の監視、河川環境美化及び保全に要する経費  (5) 産卵場の整備に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>第1号及び第4号の経費については、次の各号に掲げる漁協の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。  (1) 矢作川漁協  7,695千円  (2) 巴川漁協  1,444千円  (3) 名倉川漁協  1,140千円  (4) 三河湖漁協 93千円</p>
<p>転作団地化推進事業</p>	<p>経営所得安定対策の実施に伴う連たん団地化及び集団転作の定着化を推進し、農業経営の安定及び生産調整の推進を図る。</p>	<p>農業協同組合</p>	<p>経営所得安定対策の実施に伴う連たん団地の推進に要する経費</p>	<p>—</p>	<p>1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の連たん団地を実施した水田10a当たり、次の各号に掲げる作物の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額  (1) 作業受委託契約の麦  15,000円  (2) 中山間地域の麦以外  2,000円  この場合において、市外農家耕作水田及び作付期間に利用権が設定されている水田については、補助金の交付対象としない。</p>
<p>地場農産物産地育成対策事業 (組織育成費)</p>	<p>地場農産物の生産組織を充実させることにより、地域の特性に応じた特産物の名声を高め、その産地化を図る。</p>	<p>農業協同組合及び農業者の組織団体</p>	<p>地場農産物の産地化を図るための生産組織の育成に要する経費</p>	<p>3 / 10</p>	<p>一般事業 20万円  特認事業 10万円</p>

環境保全型農業 直接支援対策事 業（※1）	環境保全型農業を推進することにより、農業分野において、地球温暖化防止及び生物多様性保全に資する。	国要綱（※注1） 別紙1第1の1 及び国要領（※注 2）第1に定める 者	国要綱別紙1第1の3に定める 対象農地において、国要綱別紙1第 1の4及び国要領第4に定める対 象活動を行うのに要する経費	—	対象農地10aあたりに 国要綱別紙1第1の5の表 中②の欄に掲げる交付単価 を乗じて得た額
山間地営農等振 興事業（※2）	自然的・経済的・社会的諸 条件に恵まれない農山村地域 において、農地保全と農業 振興を図る。	農業協同組合又は 農業者団体	機械、施設等整備に要する経費 （愛知県山間地営農等振興事業に準 ずる） 【対象区域：藤岡、小原、足助、下山、 旭、稲武、石野、松平】	【機械、施設等 整備事業】 1 / 2	—
市民農園運営 支援事業	市民農園の利用環境の改善 を図り、「農」を介した市民交 流を促進するとともに、農業 に対する市民理解を深めるこ とで、本市の持続可能な農業 の発展に資する。	市民農園運営者 等	(1) 市民農園の開設及び利用 環境の改善のために要す る経費 (2) 利用者を対象に行う農業 教室等に要する経費 (3) 利用者の拡大を図るため に行う広報活動に要する 経費	3 / 10	1事業者あたり15万円
グリーンツーリ ズム推進事業	観光と連携したグリーンツ ーリズムを推進する。	グリーンツーリ ズム推進団体等	セカンドスクール事業（学校版、 フリー版）を実施するために要する 経費	セカンドスクール（学校版） 6 / 10 セカンドスクール（フリー版） 4 / 10	
経営所得安定対 策推進事業	農業経営の安定と国内生産 力の確保を図り、もって食料 自給率の向上と農業の多面的 機能の維持に資する。	豊田市地域農業 再生協議会	経営所得安定対策に係る推進活 動等のうち、補助事業者が行う現場 における推進活動、用件確認等に要 する経費	10 / 10	—



<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業（融資主体補助型）（※1）</p>	<p>中心的経営体等が農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕及び農地等の造成、改良又は復旧に対する費用を補助することにより中心経営体の育成・確保を図る。</p>	<p>適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等</p>	<p>農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕及び農地等の造成、改良又は復旧に要する経費</p>	<p>3 / 10 以内</p>	<p>(1) 先進的農業経営確立支援タイプ  法人 1, 500万円  個人 1, 000万円  (2) 地域担い手育成支援タイプ  300万円</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業（追加的信用供与補助型）（※1）</p>	<p>農業信用基金協会への補助金を積み増すことにより、金融機関への債務保証の拡大を図り、もって融資の円滑化に資する。</p>	<p>農業信用基金協会</p>	<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業（融資主体補助型）が実施されている場合に、保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用の補てんに充てるために要する経費</p>	<p>—</p>	<p>別に定める定額により算出した額</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業（条件不利地域補助型）（※1）</p>	<p>条件不利地域の経営体が、経営の規模の拡大・複合化・多角化を図るために必要となる共同利用機械・施設の導入及び簡易な土地基盤整備を行う際に要する経費の一部を補助することにより、経営の高度化を図る。</p>	<p>農業協同組合及び農業者団体等</p>	<p>共同利用機械・施設の導入及び簡易な土地基盤整備を行うのに要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>4, 000万円</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）（※1）</p>	<p>気象災害による農業被害を受けた農業者等が、融資等を活用して、農業生産に必要な施設の再建に要する経費を支援し、農業経営の安定化を図る。</p>	<p>農業者、農業者団体等</p>	<p>気象災害による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設の再建等のため、金融機関からの融資又は地方公共団体事業を活用した整備事業に要する経費及び被災した施設の撤去費用</p>	<p>3 / 10 以内</p>	<p>—</p>

担い手確保・ 経営強化支援 事業（融資主 体補助型） （※1）	経営発展に関する目標を定めて達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図る。	農地中間管理機構を活用している地区において、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等	売上高の拡大や経営コストの削減などの自らの農業経営の発展を図るために要する経費	1 / 2	個人 1,500万円 法人 3,000万円
6次産業化ネットワーク活動交付金事業(※1)	農林漁業者と地域の様々な事業者等がネットワークを形成する取組を支援することで、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ6次産業化等の推進に資すること。	農業者、農業者団体等	次の2つの経費①加工適性のある作物導入、新商品開発・販路開拓の実施に係る経費 ②農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設、6次産業化等の取組に必要な自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等、食品等の加工・販売のために必要な施設の整備に係る経費	① 1 / 3 以内 （ただし、6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組は1 / 2 以内） ② 3 / 10 以内	②のみ1億円
と畜場施設修繕等事業	市内と畜場の施設修繕等を支援することで、安全な食肉の供給を図ることを目的とする。	と畜場運営事業者	と畜場を適正に維持・運営するために行う、1件100万円以上の施設の修繕等に要する経費	1 / 2	
産地生産基盤パワーアップ事業(※1)	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、創意工夫を生かし、高収益な作物・栽培体系への転換を図る。	農業者、農業者団体等	(1) 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 (2) 生産資材の導入等に要する経費	1 / 2 以内	—
あいち型産地パワーアップ事業(※1)	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、創意工夫を生かし、高収益な作物・栽培体系への転換を図る。	農業者、農業者団体等	(1) 農業機械等及び生産資材の導入に要する経費 (2) 施設の整備に要する経費 (3) 既存の施設の能力向上を伴う改修 (4) その他愛知県知事が認めるもの	4 / 10 以内	事業費 5,000万円

新規就農者就農支援事業	農ライフ創生センター「桃・梨専門コース」修了生が、豊田市内において桃又は梨の生産農家として新規に就農を開始した時に農業資材等の初期投資を経営基盤の確立を図る。	「桃・梨専門コース」修了生	「桃・梨専門コース」修了生の新規就農に対し、農業生産に必要となる経費	1 / 2 以内	上限額 30 万円
農業用ハウス強化緊急対策事業 (※1)	気象災害による農業用ハウスの甚大な被害が増加しているため、十分な対策性のない可能性のある農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等を支援する。	農業者	既存ハウスへの被害防止対策に要する経費	1 / 2 以内	—

(※1) は国又は県の補助事業として採択されたものに限る。

(※2) の藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区における事業実施は、県の補助事業として採択されたものに限る。

注1 「国要綱」とは、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）をいう。

注2 「国要領」とは、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長）をいう。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

年度 農業振興対策事業補助金交付申請書

年度において、農業振興対策事業を実施したいので、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 額	金 円
消費税仕入控除税額	金 円
補助金交付申請額	金 円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書／収支決算書
- 3 市税の完納証明書（補助事業者が本市において課税がない場合を除く。）
- 4 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（申請者が法人又は団体の場合）
- 5 役員名簿（申請者が法人又は団体の場合）
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条及び第17条関係）

- 収 支 予 算 書  
 収 支 決 算 書

1 収入の部

項 目	<input type="checkbox"/> 本年度予算額	<input type="checkbox"/> 前年度予算額	比較増減 (円)	備 考
	<input type="checkbox"/> 本年度決算額 (円)	<input type="checkbox"/> 本年度予算額 (円)		
合 計				

2 支出の部

項 目	<input type="checkbox"/> 本年度予算額	<input type="checkbox"/> 前年度予算額	比較増減 (円)	備 考
	<input type="checkbox"/> 本年度決算額 (円)	<input type="checkbox"/> 本年度予算額 (円)		
合 計				

記入上の注意

- のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 比較増減の欄で、減額となる場合は、数値の頭に△を付してください。



様式第 4 号（第 9 条関係）

（表）

豊 発第 号  
年 月 日

様

豊田市長



農業振興対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 農業振興対策事業につきまして、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同項の規定により通知します。

補助事業名	
補助金の額	金 円
交付の条件	裏面のとおり

(裏)

## 補助金交付の条件

### 1 一般的な条件

- (1) この補助金を、交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱及び豊田市農業振興対策実施要領（以下「法令等」という。）を遵守すること。
- (3) 市長又は市長の委任を受けた職員が、補助事業の適正な実施のためにする指示、通達等に従うこと。

### 2 補助事業に係る条件

- (1) この補助金を、交付申請書に記載した補助事業の内容以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業者（申請者）は、次に掲げる条件に従うこと。
  - ア 法令等を遵守すること。
  - イ この補助事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間(国費を伴う事業にあっては10年間)、これを保存しておくこと。
  - ウ イの規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておくこと。
  - エ 補助財産については、補助事業の実施中はもとより、補助事業の完了等の後においても、善良な管理者の注意をもってこれを管理するとともに、補助金の交付の目的に沿った効率的な運用を図ること。
  - オ 財産処分制限期間が経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間。「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。
  - カ 市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長の指示に従って、その収入額の全部又は一部を市に返納すること。



様式第5号（第12条及び第16条関係）

（表）

年 月 日

豊田市長 様

（報告者） 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

年度 農業振興対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました  
年度 農業振興対策事業につきまして、豊田市農業振興対策事業補助金交付要  
綱 第12条 第16条 の規定により、裏面のとおりに遂行状況を報告します。

補 助 事 業 名	
第16条の規定による 報告の場合、その理由	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。



年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

年度 農業振興対策事業変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました  
年度 農業振興対策事業につきまして、次のとおり計画を 変更 (廃止   
中止) したいので、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第13条の規定により  
承認されたく、申請します。

補 助 事 業 名		
補助金交付申請額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

豊 発第 号  
年 月 日

様

豊田市長



農業振興対策事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度 農業振興対策事業に対する交付決定につきまして、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり変更しましたので、同条第2項の規定により通知します。

補助事業名		
補助金の額	変更前	金 円
	変更後	金 円
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の条件		

豊田市長 様

(届出者) 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

年度 農業振興対策事業着手（完了）届

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました

年度 農業振興対策事業につきまして、次のとおり 事業に着手 事業を完了  
しましたので、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第 1 5 条 第 1 項 第 2 項  
の規定により、届け出ます。

補助事業名			
着手年月日	年 月 日		
竣工予定年月日	年 月 日	着工年月日	年 月 日
事業施行場所		完成年月日	年 月 日
事業施行方法			
請負業者名	住所（所在地）		
	名前（名称及び代表者氏名）		
機械器具購入先	住所（所在地）		
	名前（名称及び代表者氏名）		

- 記入上の注意
- のところは、該当するものにレ印を付してください。
  - 着手年月日欄には契約年月日を、着工年月日欄には実際に工事に着手した年月日を記入してください。

添付書類

- 着手届の場合 契約書の写し、入札関係書類（入札通知書、購入物品明細書、予定価格調書、受付簿、誓約書、見積書、入札顛末書等）の原本又は写し及び市長が必要と認める書類
- 完了届の場合 納品書及び領収書の写し並びに市長が必要と認める書類

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（報告者） 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

年度 農業振興対策事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました  
年度 農業振興対策事業を 完了（廃止 中止）しましたので、豊田市農  
業振興対策事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 事 業 名	
補助事業の効果	

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支予算書／収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第18条関係）

豊 発第 号  
年 月 日

様

豊田市長



農業振興対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 農業振興対策事業補助金につきましては、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、同項の規定により通知します。

補助事業名	
補助金の額	金 円